

令和元年 6 月

遊佐町農業委員会第 3 回総会議事録

1. 開催日程 令和元年 6 月 25 日（火） 午後 2 時 00 分～午後 2 時 35 分
2. 場 所 遊佐町役場 1 階 議事所
3. 会議に付した議案

報告事項 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

議第 8 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について

議題 9 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について

議題 10 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について

議第 11 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について

議第 12 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

4. 出席委員 (16 名中 15 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	齋藤 誠喜	2	鈴木 寿一	3	渡会 健	4	鈴木 一弥
5	高橋 正樹	6	川俣 義昭	7	菅原 幸男		
9	今野 一彦	10	伊原ひとみ	11	榊原 一男	12	土門健太郎
13	荒生あや子	14	菅原 善悦	15	佐藤 重一	16	佐藤 充

5. 欠席委員 (1 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
8	菅原 寛志						

6. 出席農地利用最適化推進委員 (4 名中 3 名)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名
遊佐	大谷 進一	蕨岡	池田 龍介			北部	高橋 正人

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (1 名)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名
南西部	今井 彰						

8. 事務局出席者 (3 名)

佐藤啓之事務局長、太田英敦係長、伊藤歩美主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

事務局長	<p>定刻になりましたので遊佐町農業委員会 6 月定例会を開催します。 はじめに、本日の出欠状況の報告を荒生懲罰委員長よりお願いします。 (13 番荒生あや子委員が挙手し、議長が指名する)</p>
13 番荒生あや子委員	<p>本日の出欠状況について報告いたします。 欠席委員 1 名、出席委員 15 名で過半数の委員が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。 なお、農地利用最適化推進委員は 1 名欠席で 3 名出席しております。 以上報告を終わります。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。続きまして、総会開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>お忙しい中、ご苦労様です。 先週の中ごろ、山形県内で強風と大雨、内陸の方で雹が降りました。かなり被害があったと聞いております。りんごや梨に多大な被害があり、共済金の方でだいたい 9 億円ぐらいは出たのではないかと聞いております。 また、数日前は県境の日本海沖で地震がありました。私事ではありますが、県境のところに友達がおりまして、本人と家族は大丈夫ですけれども、家の中はメチャメチャということでありました。最近、地震があるということで、それなりの準備をしていきましょう。 それから、農水省からのお願いとして、農地中間管理事業をもっと活用してほしいとのことでした。JA と地域と話し合っ、集積と集約をもう少し農業委員会の方からやってくれませんかということでした。 最適化交付金ということありますけれども、これに関してはもらえるお金ですけれども、事務局と相談して吟味して考えていこうと思います。 それでは、本総会に提出されました案件の慎重審議よろしく願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。 それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規定により、会長があたることになっておりますので、佐藤会長より議長をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規定による、議事録署名人の選任を行います。 恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。 〈異議なしの声〉 では、4 番鈴木一弥委員、5 番高橋正樹委員をお願いします。 なお、書記は、事務局の伊藤主事を指名します。それでは、総会次第に基づき進行いたします。 始めに、報告事項について、事務局より説明願います。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	<p>(報告事項、朗読説明)</p>
議長	<p>事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>

事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>報告事項 1.農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、合計5件、すべて農地法第3条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。補足説明資料は、1頁をご覧ください。個別に説明させていただきます。</p> <p>番号5 計19筆、37,456㎡ 番号6 計9筆、32,780㎡ 番号7 計12筆、11,111㎡ 番号8 計6筆、4,574㎡、 番号9 計15筆、18,598.91㎡</p> <p>以上5件、全て相続による所有権の取得です。 以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>他に何か質問・意見等はありませんか。 無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。</p> <p>議第8号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。審査基準書は1頁をご覧ください。</p> <p>農地法第3条による所有権移転許可申請で、第3条第2項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。</p> <p>番号1 計1筆、1,040㎡ 単価は500,000円、総額520,000円の売買による所有権移転です。 今回の売買は譲渡人の希望によるものとのことです。 現地調査は鈴木一弥委員より行っていただきましたので、この後報告をお願いします。 以上です。</p>
議長	<p>それでは4番鈴木一弥委員より、現地調査の報告をお願いします。 (4番鈴木一弥委員が挙手し、議長が指名する)</p>
4番鈴木一弥委員	<p>譲渡人から頼まれて譲受人が受けたということで、体に無理をしないように畑を荒らさない程度に耕作していくということで、トラクターもありますので大丈夫だと思います。 以上です。</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。ただいまの議案の事務局説明と現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)</p> <p>それでは、質疑を終了し採決いたします。 議第8号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手)</p>

	<p>全員賛成ですので、議第 8 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 9 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。審査基準書は 2 頁をご覧ください。</p> <p>農地法第 3 条による賃借権設定許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。</p> <p>番号 1、2 とともに借人は同一人で、6 月 10 日の青年就農計画認定委員会で、認定新規就農者に認定されております。今回新規就農のため、申請がありました。</p> <p>どちらも新規に設定で、期間は 10 年間です。単価は 2,700 円で計算し、区切りのよい総額に設定するため端数を調整したことにより、議案書に記載の単価となっております。</p> <p>番号 1 計 2 筆、5,040 m² 総額 13,500 円です。</p> <p>なお、審査基準書に記載した図は、実際に借りる部分である内面積の部分の色塗りしたものです。申請地となった部分は柿の木がある部分で、それ以外の部分は野菜等を貸人側で栽培しているため、今回賃貸借契約の範囲からは除いております。</p> <p>番号 2 計 3 筆、2,108 m² 総額 5,700 円です。</p> <p>番号 1、2 とともに、今野一彦委員より現地調査を行っていただきましたので、このあと報告をお願いします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは 9 番今野一彦委員より、現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(9 番今野一彦委員が挙手し、議長が指名する)</p>
9 番今野一彦委員	<p>16 日に現地調査に行ってきました。借人は柿農家の長男の嫁さんで、農業をやりたいということで 3 年くらい前から柿の勉強をしています。将来は柿畑を継ぐそうです。</p> <p>番号 1 の貸人は昨年体調を崩してしまい、農業ができなくなりました。最初は柿の木を全部切ると言っていたのですが、借人が、切るんだったら私に作らせてほしいとお願いしたそうです。今はきれいに管理されてきました。機械は貸人と自分の家の機械を借りて作業をするとのことでした。</p> <p>番号 2 の畑は草が生えており荒れていました。これから草刈をして耕起し、加工用のイチジクを植える予定だそうです。私が見た限りでは、バックホウを入れて天地返ししなければ無理なんじゃないかなという感じで見ってきました。家族が協力するというので大丈夫だと思います。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>それでは質疑に入ります。ただいまの議案の事務局説明と現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 9 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 9 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 10 号 農地法第 3 条の規定による使用賃借権設定許可申請について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。審査基準書は 4 頁をご覧ください。</p> <p>農地法第 3 条による使用賃借権設定許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。</p> <p>借人は議第 9 号と同じ方です。</p> <p>新規就農のため、義理の父である貸人から農地を借りるものです。</p> <p>番号 3 計 1 筆、2,400 m²</p> <p>期間は 20 年間です。</p> <p>現地調査は 9 番今野一彦委員より行っていただきましたので、このあと報告をお願いします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは 9 番今野一彦委員より、現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(9 番今野一彦委員が挙手し、議長が指名する)</p>
9 番今野一彦委員	<p>これも 16 日に現地調査に行ってきました。場所は家族所有地の空いている土地です。草は生えていましたが、そんなに荒れているような感じではありませんでした。予定では、年内にハウス 2 棟を建てて生食用のイチジクを植えるそうです。</p> <p>この場所も借人一人では無理なので、家族が協力するという事で問題はないのかなというふうに判断してきました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。ただいまの議案の事務局説明と現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 10 号 農地法第 3 条の規定による使用賃借権設定許可申請について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 10 号 農地法第 3 条の規定による使用賃借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 11 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請につい</p>

	<p>て事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。 審査基準書は5頁、補足説明資料は3頁からご覧ください。 番号3 計1筆、136㎡ 申請理由は、車庫を建築するためです。現在、申請地の北側に居住しておりますが、2台分しか車庫がなく、もう2台分の車庫を建築するというものです。 また、自宅のさらに北側に両親が住む申請人名義の母屋がありますが、車庫を建てるスペースがなく、申請地に建築したいということです。 申請地は集落の南西部側の縁辺部に位置し、都市計画区域外、農業振興地域内、土地改良事業受益地内となっております。 おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断されます。 既存の施設の拡張でやむを得ないものであり、資金計画で資金ありと確認しております。 土地利用計画から規模も妥当であり、月光川土地改良区からの意見書もあり、ブロック積の擁壁により土砂等の流出を防ぐ計画で水路への支障もないと考えます。 また、周辺農地への支障も考えられないことから許可相当と考えます。 今回の申請地につきましては、北側の水路を除き、その他の面が官地に面しております。申請地の東側と西側の部分につきましては、払い下げを受け、今回の申請地と一体として使用する計画です。既に分筆も済んでおり、来月に払い下げの契約書を取り交わす予定ということです。 19日に、齋藤部会長、今野副部会長、高橋推進委員の3名で現地調査を行っていただいておりますので、ご報告をお願いいたします。 以上です。</p>
議長	<p>それでは1番齋藤部会長より、現地調査の報告をお願いします。 (1番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)</p>
1番齋藤誠喜委員	<p>6月19日に現地調査を行いました。 基準書の位置図ですが、集落に入っていく三叉路のところに位置しております。 字限図ですが、先ほど説明もありましたが、申請地の北側に自宅がありまして、これも前に転用ということで現地調査したところで、現在新しく家が建っております。 次の頁の写真ですが、写真のとおり申請地は草が生えている状態でした。周りが水路で囲われているというような状況であります。 先ほど話がありましたが、申請地の周りが官地ということで払い下げしてもらって利用するというような話でありました。 駐車スペースが足りなくて車庫の建築をしたいということの申請で、家の西側に少し畑がありましたが、別に悪影響を与えるようなこともないようでしたし、水路への配慮も計画されているようでしたので、許可相当と</p>

	見てまいりました。 以上です。
議長	次に 9 番今野副部長より、現地調査の報告をお願いします。 (9 番今野一彦委員が挙手し、議長が指名する)
9 番今野一彦委員	私も部長と同意見です。 周辺農地、水路への影響もなさそうだったので、許可相当、問題なしと判断してきました。 以上です。
議長	次に、高橋推進委員より、現地調査の報告をお願いします。 (高橋正人推進委員が挙手し、議長が指名する)
高橋正人推進委員	私も特に問題ないと思います。 以上です。
議長	それでは質疑に入ります。ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし) それでは、質疑を終了し採決いたします。 議第 11 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 11 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり許可相当との意見書を添付して県知事に進達することに決定いたします。 次に、議第 12 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	それでは補足説明申し上げます。審査基準書は 10 頁をご覧ください。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。 内訳は、(1)所有権移転は今回申請はありません、(2)利用権設定は再設定が 4 件となっております。計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。計画要請の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 (2)利用権設定について すべて同一人と再設定で、借人は全員認定農業者です。 番号 13 計 16 筆、23,661 m ² 期間は 10 年、単価は総会議案書のとおりです。 番号 14 計 5 筆、8,334 m ² 。 期間は 3 年、単価は内面積の 1 筆が 0 円で、それ以外は 17,000 円です。 番号 15 計 4 筆、8,229 m ² 期間は 10 年、単価は 10a あたり 15,000 円です。 番号 16 計 1 筆、2,687 m ²

	<p>期間は10年、単価は10aあたり17,000円です。 以上です。</p>
議長	<p>この案件につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、佐藤重一委員長より報告をお願いします。 (15番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15番 佐藤重一会長代理	<p>6月19日に、202会議室で7名中6名が出席して、農地利用調整委員会を開催しましたが、全ての案件について、特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明に対し、何か質問意見等がございますか。 (質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。 (委員・事務局共になし)</p> <p>無いようですので、これで6月の定例総会を閉会します。ご協力ありがとうございました。</p>